

町田市における一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）実施概要

1 概要

今般のオミクロン株による感染拡大に伴う保育所等の園児・職員が陽性となるケースが多い中で、保育所等の果たす社会的機能を維持し、子育て家庭を支えるため、新型コロナウイルス感染症の影響により保育所等が休園となった場合に、代替保育実施施設で保育を行う。

2 対象児童

新型コロナウイルスの影響により職員体制が整わずに休園した教育・保育施設に在籍し、家庭での保育が困難な児童（保育が必要な児童に限る）。

【○本事業の対象児童】

・新型コロナウイルスの影響により職員体制が整わず「休園」した施設に在籍する児童。

※1号認定こどもは、保護者の就労等により代替保育が必要な子どもに限られます。

※エッセンシャルワーカー以外の方も対象です。

【×対象外となる児童】

- ・ 陽性の児童
- ・ 濃厚接触者となった児童
- ・ 濃厚接触者の特定ができず、一時的に休園となった施設に在籍する児童（濃厚接触者となる可能性があるため）
- ・ 新型コロナウイルスの影響により職員体制が整わず「登園自粛」依頼している施設に在籍する児童。（在籍園で保育を実施するため）

※アレルギー児はお弁当をご持参いただきます。